

公益財団法人大阪人権博物館所蔵資料の
公立大学法人大阪への移管に関する基本合意書

公益財団法人大阪人権博物館（以下「財団」という。）と公立大学法人大阪（以下「大学法人」という。）は、財団が所蔵する資料を学術資料として活用するため、財団が大学法人に無償で寄贈し、資料の移管及び保存管理、活用等に係る費用に充てるため資金面での支援を行うことについて、以下のとおり基本合意した。

- 一、 財団は、別に作成する資料目録に掲げる資料（約3万点）を大学法人に無償で寄贈する。
- 一、 資料の移管時期は2025年度末以降とし、移管場所は、大阪公立大学杉本キャンパス1号館に設置する収蔵庫とする。収蔵庫への移管は、財団及び大学法人が共同して行う。
- 一、 研究・教育・展示における資料の活用は、大学法人が主体的に行う。
- 一、 大学法人は、資料の保存管理、展示に当たって、必要に応じて財団の技術的助言を得ることができる。
- 一、 財団は、財団が集めた寄附金223,098,476円を2025年5月末日までに大学法人に寄付する。大学法人は、これを資料の移管及び保存管理、活用等に必要な費用に充てる。

2025年4月24日

公益財団法人大阪人権博物館

理事長 石橋 武

公立大学法人大阪

理事長 福島 伸一